観音寺市豊田土地改良区定款

観音寺市豊田土地改良区定款(昭和27年8月2日制定)の全部を改正する。

第１章　総　則

（目的）

第１条　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第２条　この土地改良区は、観音寺市豊田土地改良区という。

２　この土地改良区の認可番号は、香川県土改第７９号である。

（地区）

第３条　この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市　町　名	地　　域
観音寺市　新田町	一円の田、畑
〃　原町	〃
〃　池之尻町	〃
〃　古川町	下所、谷間原の一部の田、畑
〃　中田井町	粟屋の一部の田、畑
〃　粟井町	上野、胡麻地、信末、熊岡、露田、藤ノ谷の一部の田、畑

（事業）

第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

一　地区内の溜池及びその他の用水源並びにこれに伴うかんがい排水施設、並びに農道の維持管理

二　区画整理

三　第一号の施設に改修及び新設

四　前各号にかかる災害復旧事業

五　その他前各号に附帯して必要な事業

六　連携管理保全事業

２　この土地改良区は、県営三豊郡中部用水事業により造成された施設の維持管理を共同して行うため三豊郡中部用水土地改良区連合に所属する。

３　この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

４　この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

（事務所の所在地）
第５条　この土地改良区の事務所は、香川県観音寺市に置く。
（公告の方法）
第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場に掲示してこれをするとともに、その公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。
２　前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第２章　会　議

（総代会）
第７条　この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。
（総代の定数）
第８条　総代の定数は、３４人とする。
（総代の選挙）
第９条　総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。
２　この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。
（総代の任期）
第10条　総代の任期は、４年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第４項において準用する法第29条の３第１項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。
２　前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。
（総代の失職）
第11条　総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。
（通常総代会の時期）
第12条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度１回３月とする。
（組合員の請求による会議招集）
第13条　組合員が、総組合員の５分の１以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。
（書面又は代理人による議決）
第14条　やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。
２　書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。
３　総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。
（議決方法の特例等）
第15条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設

定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の３分の１以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第17条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

（総会）

第18条　第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第３章　役　員

（役員の定数）

第19条　この土地改良区の役員定数は、理事１３人及び監事３人とする。

２　前項の監事定数のうち、２人は組合員とし、１人は法第18条第７項各号の全てに該当する者とする。

（役員の選挙）

第20条　役員は、総代が総代会において選挙する。

２　この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

（理事長）

第21条　理事は、理事長１人を互選するものとする。

第22条　理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

２　理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第23条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第24条　監事は、少なくとも毎事業年度２回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

２　監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第25条　役員の任期は４年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の３第１項及び法第134条第２項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

２　前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず４年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第26条　理事又は監事がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

第４章　経費の分担

（経費分担の基準）

第27条　第４条第１項第１号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし、畑については、田の２分の１の標準による。

２　第４条第１項第２号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき別表に掲げる基準により各区域ごとに地積割に賦課する。

３　第４条第１項第３号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、各区別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

４　第４条第１項第５号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき、地積割に賦課する。

５　この土地改良区の所属する三豊郡中部用水土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

６　前５項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

（負担金及び分担金）

第28条　この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

２　前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

第29条　この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

（賦課徴収の方法）

第30条　前29条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第31条　夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

２　前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）

第32条　法第36条の３の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第33条　この土地改良区は、法第91条の２の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

２　前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第34条　法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）

第35条　第27条、第28条、第29条、第32条又は第33条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき１日金４銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

２　前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の４に相当する額を過怠金として徴収する。

３　前２項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

（土地改良施設の管理への協力）

第36条　この土地改良区は、第4条第1項第一号の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。

２　前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総代会で定める。

第５章　土地改良区連合の議員

（議員の選出）

第37条　この土地改良区が選出すべき三豊郡中部用水土地改良区連合の議員は、組合員のうちから理事会において選出する。

（議員の失職）

第38条　前条の規定により選出した議員が組合の職を失ったときは、議員の職を失う。

第６章　雑　則

（係及び委員会）

第39条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

２　この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

３　理事会は、前２項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

第40条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

２　前項の加入金の額は、10ａにつき金10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）

第41条　前条の規定による加入金、法第42条第２項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の８第２項の規定により徴収すべき金銭、同条第３項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第35条の規定を準用する。

（基本財産）

第42条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。

２　前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。
３　この土地改良区は、その管理する土地改良施設（当該土地改良施設と密接に関連する施設を含む。）について、将来行われるべき当該土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更に必要となる費用に充てるための資金を、前項の基本財産として積み立てるものとする。

（財産の分配の制限）
第43条　この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。
（残余財産の帰属者）
第44条　この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。
２　前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承認を得ておかなければならない。

（事業年度）
第45条　この土地改良区の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（電磁的方法）
第46条　この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。
２　この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。
（委任）
第47条　この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附則（令和8年3月10日の総代会で議決）
1 この定款は認可の日（令和8年4月24日）から施行する
2 土地改良法の一部改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。